

# あな

No.198

- 大** 大なる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

## 第9回税に関する絵はがきコンクール

応募作品  
VOL.2



古川第三小学校  
大向 洸斗



長岡小学校  
平地 遥那



中俣小学校  
木村 夢弥



長岡小学校  
高橋 美音



古川第三小学校  
三浦 咲希



古川第一小学校  
結城 日陽



古川第五小学校  
伊藤 愛加



古川第五小学校  
中原 麻緒



中俣小学校  
小野寺 光咲



大貫小学校  
小川 真生



古川第三小学校  
門脇 歩未



古川第五小学校  
益子 風花



古川第三小学校  
松田 真於



長岡小学校  
佐藤 歩夢



古川第三小学校  
成田 麻紘



長岡小学校  
広沢 遥



古川第五小学校  
鈴木 奨之



古川第三小学校  
松田 真於



長岡小学校  
佐藤 歩夢



古川第三小学校  
成田 麻紘



古川第五小学校  
松岡 未莉



古川第一小学校  
佐々木 佑真



中俣小学校  
今野 祐太



長岡小学校  
齋藤 陸



古川第五小学校  
菅原 千鶴



古川第一小学校  
碓井 紀遥



## 記念講演会

【開催日】 平成 29 年 5 月 25 日(木)  
午後2時～3時30分  
【場 所】 芙蓉閣 (古川駅前大通り)  
TEL 23-0550  
【講 師】 気象予報士 南 利幸氏  
【テーマ】 『目からうろこの天気予報  
(知っているようで知らない  
天気予報の中身)』  
【受講料】 会員企業 一般希望者 無料

## 定時社員総会

同日 午後3時40分～ 同会場  
【問 い】 公益社団法人 大崎法人会  
TEL0229-23-5859  
※詳しくは、折込チラシや Web もご参照下さい。

気象予報士 南利幸氏が  
社員総会の記念講演!

### 【講師プロフィール】

1965年3月兵庫県西宮市生まれ。  
資格：気象予報士、技術士（応用理学）、教員免許（中・高理科専修）、防災士、  
ピオトープ管理士（2級・施工部門）など  
1990年3月広島大学大学院生物圏科学研究科修了（気候学専攻）  
職歴：1990年4月（財）日本気象協会関西支社入社、NHK大阪放送局「おはよう近畿」「ニュース  
パーク関西」等の気象解説担当、NHK教育テレビ「趣味悠々 あなたにもできる天気予報  
入門」講師役、花粉情報業務・熱中症予防情報業務などを担当

## 福祉施設に寄付活動

日 時：平成29年3月22日（水）

担 当：社会貢献委員会

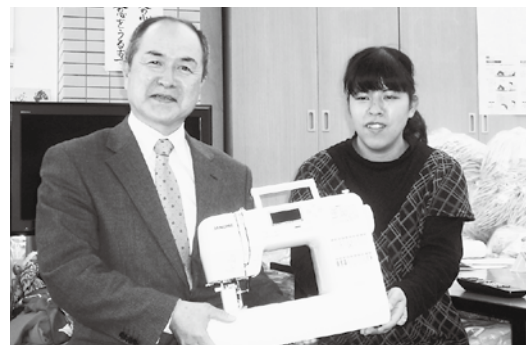
七ツ森希望の家（大和町）  
寄贈品名：クリスマスツリー



サポートセンターころんぶす（栗原市）  
寄贈品名：スポーツ用具ポッチャ



生き生きサポートはまライン（古川）  
寄贈品名：さをり織機



大崎市東部障害者地域活動  
支援センター（古川）  
寄贈品名：電動ミシン

# 任期満了の委員長と支部長を理事会が承認

4月20日大崎市市民活動サポートセンターにおいて第21回理事会が開催され、任期満了に伴う常設の8委員会の委員長と、5支部の支部長が賛成多数で承認決議された。



総務委員長(新)  
佐藤 充秀  
(有)三本木衛生興業



組織委員長(新)  
早坂 竜太  
(株)古川土地



研修委員長(新)  
我妻 孝  
我妻建設(株)



税制委員長(新)  
高橋 和宏  
(株)仙北製材所



厚生委員長(再)  
加美支部長(新)  
菅原 徳郎  
(有)菅原造園



広報委員長(再)  
高橋 聖也  
(有)勤七湯



IT委員長(再)  
大崎支部長(再)  
江村 克志  
(株)江村工務店



社会貢献委員長(再)  
玉造支部長(再)  
中 鉢 和三郎  
(有)鳳商事



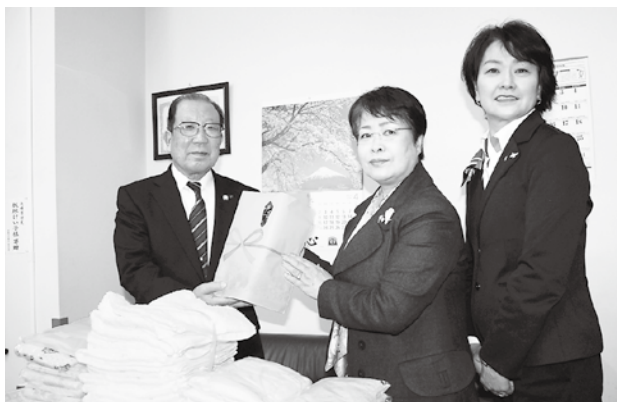
古川支部長(新)  
菊地 敏之  
(株)菊才商店



遠田支部長(再)  
及川 毅  
(株)丸文建設

## 女性部会未使用タオルを寄贈

日 時：平成29年3月24日(金)  
場 所：大崎市社会福祉協議会  
内 容：未使用タオル・バスタオル  
豆絞り 計267枚  
担 当：女性部会  
※寄贈したタオルは、加美町、色麻町  
涌谷町、美里町にも分配されております。



## 鹿児島で女性フォーラム開催

日 時：平成29年4月7日(金)  
場 所：鹿児島県、城山観光ホテル  
内 容：全国法人会女性部会フォーラム  
参加者：本郷部会長他2名

担 当：女性部会



# 消費税法改正のお知らせ

平成 28 年 4 月  
国 税 庁  
(平成 28 年 11 月改訂)

平成 28 年 4 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

## I 消費税の軽減税率制度の実施

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。

※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税率の引き上げ時期及び軽減税率制度の実施時期等が変更されました。

### 消費税率及び地方消費税

平成 31 年 10 月 1 日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。

○ 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、適用開始日前の税率（以下「旧税率」といいます。）を適用する等の経過措置が講じられています（旧税率を適用する場合の経過措置の内容は最終ページをご覧ください。）。

区 分	適用開始日	現 行	平成 31 年 10 月 1 日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

### 軽減税率の対象となる品目

#### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます（※1）。

なお、外食（※2）やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※1 一体資産： おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

※2 外 食： 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

#### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

### 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

帳 簿：「軽減税率の対象品目である旨」

請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

#### 【適用期間】

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

（参考）平成 35 年 10 月 1 日からは、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

### 税額計算の特例

軽減税率制度が導入される平成 31 年 10 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

軽減税率制度について、詳しくは、リーフレット「消費税の軽減税率制度が実施されます（平成 28 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。）。

## 税率引上げ及び軽減税率制度実施に伴う政府相談窓口について

### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。URL <http://kzt-hojo.jp>

**専用ダイヤル** 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

(注) 軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

**専用ダイヤル** 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

**メール** ホームページ上の専用フォームをご利用ください。URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

## II 輸出物品販売場制度の見直し

### 1 免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

免税販売の対象となる**購入下限額**について、次のとおり引き下げられました。

免税対象物品の区分	改正前	改正後
一般物品(家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》)	1万円超	5千円以上
消耗品(飲食品、医薬品、化粧品その他の消耗品)	5千円超	5千円以上

### 2 非居住者が免税対象物品を海外へ直送する場合の免税手続の簡素化

非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、国際第二種貨物利用運送事業者と当該物品の輸出に係る運送契約を締結し、当該販売場に当該運送契約に係る契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、当該物品をその場で当該運送事業者(代理人を含む。)に引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略できることとされました。

### 3 商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

商店街の地区等に所在するショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を運営する他の事業者は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができることとされました。

また、当該許可を受けた手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者(免税手続カウンター)は、それぞれの販売価額(税抜)の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定できます。

### 4 購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存

非居住者が行う輸出物品販売場への購入者誓約書の提出は、免税対象物品を輸出する旨を誓約する電磁的記録(購入者誓約書の記載事項を記録したものに限り)の提供によることができることとされました。

また、輸出物品販売場を運営する事業者が当該電磁的記録の提供を受けた場合には、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」に規定する措置を行い、同規則に規定する要件に準ずる要件に従って保存する必要があります。

【適用開始時期】

上記1から4の改正は、平成28年5月1日以後に行う課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請等について適用されます。

### 5 免税対象物品の範囲の見直し

免税対象物品から、「金又は白金の地金」が除かれることとされました。

【適用開始時期】上記5の改正は、平成28年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度の改正について、詳しくは、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))の「輸出物品販売場制度の改正について(平成28年4月)」をご覧ください。

※お問い合わせ先 古川税務署法人課税第一部門 TEL0229-22-1711

## 新入社員が2日間内容の濃い研修で学ぶ

日 時：平成29年3月22日（水）  
場 所：古川商工会議所会館研修室  
内 容：新入社員電話対応マナー研修  
講 師：(株)ウィングテン取締役



キャリアコンサルタント  
藤原 みよ氏  
担 当：研修委員会  
受講数：44名



日 時：平成29年3月21日(火)・22日(水)  
場 所：古川商工会議所会館研修室  
内 容：新入社員セミナー  
講 師：経営コンサルティング波多野事務所  
代表 波多野卓司氏  
担 当：研修委員会  
受講数：44名



## 決算実務で決算の流れを学ぶ

日 時：平成29年2月24日（金）  
場 所：古川商工会議所会館研修室  
内 容：決算実務経理手ほどき講座  
講 師：中小企業診断士 石川 麻子氏



担 当：研修委員会  
受講数：22名



## 納税証明書の請求は「e-Tax」オンライン請求で

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が出来ます。納税証明書を会社等からオンライン請求で請求し、古川税務署等窓口で受け取る場合、手数料が安価です。

※請求には、マイナンバーやICカードリーダーは不要です。

オンライン請求のメリット

- ①手数料が安価です。  
1税目 1年度 1枚370円（通常400円）
- ②窓口での待ち時間が短縮されます。  
（請求当日の受け取りを指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります）

e-Tax



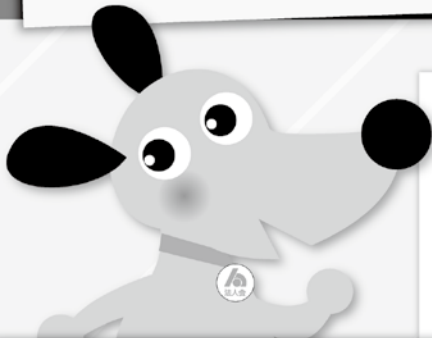
# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人大崎法人会

URL <http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/>  
上記HPから、ダウンロードしてご利用下さい!!



e-Tax

さらに便利に使いやすく  
国税電子申告・納税システム

e-Tax  
とは

申告などの国税に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。

企業防衛・福利厚生目的に  
法人会のビジネスガードシリーズ



地域社会に貢献する

# 法人会の自動車保険

AIU損害保険株式会社は、  
法人会の福利厚生制度受託会社として、  
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを  
提案して参ります。

- 政府労災の上乗せ補償  
アットワーク ハイパー任意労災
- 病気入院の上乗せ補償  
ハイパーメディカル  
(アットワーク ハイパー任意労災 メディカル特約)
- 企業向け第三者賠償保険  
企業賠償保険STARS(スターズ)
- 火災と地震災害に備える  
プロパティガード+企業地震保険
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応  
法人会の情報漏えいガード
- 地域社会に貢献する  
法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO)
- 海外進出企業向けサポートプラン  
WorldRisk®
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える  
マネジメントリスクプロテクション保険(MRP保険)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルを解決します!  
スマートプロテクト

お問合せ先

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

AIU保険会社仙台支店

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー23階  
TEL 022-726-7556  
FAX 022-227-0211

(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては、一部お引受できない場合がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

URL

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

E-mail

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)